

平成26年12月15日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣 様  
総務大臣  
財務大臣

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

### 介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護ニーズが高まる中、介護従事者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は、介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど、深刻な人員不足を引き起こしています。厚生労働省は、平成37年には、約237～249万人の介護職員が必要となると推計し、1年当たり約6.8～7.7万人の増員が必要としています。安全・安心の介護を実現するためには介護職員の人員確保は不可欠です。

国は、これまでも処遇改善策を講じてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかです。介護職員の平均賃金は、全国労働組合総連合が実施している介護労働実態調査によると、全労働者の平均よりも約9万円も低い状況となっています。

国は、今年6月に「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」を制定し、賃金をはじめとする処遇改善などを検討することになりましたが、一刻も早い具体策が求められます。

よって、ここに、国の責任において、介護従事者の処遇を改善することと、そのための予算増を求める意見書を提出いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。